

Rokin Information

カーライフローン

(2023年10月1日現在)

1. 商品名	カーライフローン
2. お申込み いただける方	当金庫に出資のある団体会員の構成員の方、またはご自宅もしくはご勤務先(事業所)が当金庫の事業エリア内(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県)にある給与所得者の方で、次の条件に全て該当する方・同一勤務先に1年以上勤務されていること(自営業者等の給与所得以外の方は3年以上)・安定継続した年収(前年税込み年収)が150万円以上であること・お申込み時の年齢が満18歳以上で、最終ご返済時の年齢が満76歳未満であること・当金庫指定の保証機関の保証を受けられること・当金庫指定の保証機関の保証を受けられること・※契約社員・パート社員の方や、自営業者等の方も一定の条件を満たせばご利用いただけますので、最寄りの営業店にお問い合わせください。 ※当金庫は労働組合がない会社にお勤めの方でもご利用いただけますので、お気軽に最寄りの営業店にお問い合わせください(お取引きは、ご自宅またはご勤務先に近い営業店となります)。
3. お使いみち	・マイカーに関する費用、マリンスポーツ用品等購入資金および関連諸費用、自転車に関する費用、自動車ローンの借換え費用にご利用いただけます。 マイカーに関する費用 マイカー関連諸費用 (付属品購入・保険・税金・車検・修理・車庫建設・免許取得費用等) マリンスポーツ用品等購入の一ザー・モーターボート・ジェットスキー・ヨット・スノーモービル等の購入費用や免許取得費用等自転車に関する費用 自転車部品関連諸費用 (付属品購入・保険・修理等) 自動車ローンの 他行やディーラーの自動車ローンの借換え費用 (自家用自動車購入費用に限ります) ※事業性資金、投機目的資金、負債整理資金にはご利用いただけません。 ※ご本人さまのご家族(非同居を含む)が所有者となる場合(借換えにおいては、ご家族(非同居を含む)が所有者となる場合(信換えにおいては、ご家族(非同居を含む)が所有者となる場合(信換えにおいては、ご家族(非同居を含む)が所有者となる場合(の続柄を確認させていただきます)。ただし、マリンスポーツ関連費用については、ご本人さま名義のものに限ります。
4. ご融資金額	・1万円以上1,000万円以内(1万円単位) ※お客様の雇用形態や審査の内容によっては、ご融資の限度額が異なる場合がございますので、最 寄りの営業店にお問い合わせください。
5. ご返済期間	・10 年以内(1 ヶ月単位)

C ディローング 人 エロ	
6. ご融資金利	・変動金利または固定金利をお選びいただけます。
	【変動金利】
	・当金庫が定める「基準金利」の変動幅に連動して適用金利が年2回変動します。
	・返済期間中の金利は4月1日と10月1日の見直し基準日に見直します。見直し幅(金利変動幅)は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。
	・4月1日の基準金利を直後の6月の返済日の翌日より、10月1日の基準金利を直後の
	12月の返済日の翌日より反映させます。 【固定金利】
	【回走並刊】 ・お借入時の金利をご返済終了日まで適用します。
	- ね情八時の並列をこ返済終了日まで適用しまり。 【 金利引下げ 】
	下記①~③のいずれかの引下げ要件を満たしている団体会員の
	構成員の方または生協会員の方は、金利を年 0.2%引下げいたし
	ます。
	①財形貯蓄またはエース預金のご契約(※1)
	②有担保ローンまたは無担保ローンのご契約(※2)
	ずっとサポート ③お申込み時の年齢が満20歳未満
	引下げ ※1:カーライフローン申込時点(仮審査申込含む)で「契約日から1年
	以上経過」かつ「残高 12 万円以上」ご契約がある方。 ※2:カーライフローン申込時点(仮審査申込含む)で<中央ろうきん>
	の有担保ローンまたは無担保ローン(マイプランを含む)をご返済
	中の方。
	※上記①~③のうち、複数の引下げ要件を満たしている場合でも、金利引
	下げ幅は年 0.2%となります。
	※詳しくは営業店までお問い合わせください。
	(1)団体会員とは、中央労働金庫に出資いただいている、以下の団体をいいます。
	①労働組合 ②国家公務員・地方公務員等の団体 ③勤労者のための福利共
	済活動を目的とする団体で一定の条件を満たすもの。
	(2) 生協会員とは、中央労働金庫に出資いただいている生協のうち、生協組合員
	融資制度を導入している生協の組合員および同一生計家族の方。
	※なお、対象とならない場合もございますので、詳しくは営業店までお問い合わせくださ
	ν _°
 7. ご融資方法	
1. こ 暦 月 万 伝 および	・ご融資金はお支払先へお客様名でお振込みさせていただきます。
ご返済方法	・ご返済方法は元利均等毎月返済または元利均等毎月・加算月(一時金・ボーナス)
- 区例分位	併用返済のいずれかの方法をお選びいただけます。加算 (一時金・ボーナス) 返済
	部分は総貸付額の50%までとなります。
	※元利均等返済とは、毎回支払う元利金(元金と利息の合計=1回あたりの返済額)が一定である 返済方式です。
8. 担 保	
. ,,	・不要です。
9. 保 証	・当金庫指定の保証機関をご利用いただきます。
	・保証料は、当金庫が負担します。
	・繰上返済(全額返済を含む)は無料でご利用いただけます。
201 3001 4	・団体会員の構成員以外の方は、ご利用にあたって中央ろうきん友の会に入会するこ
	<u>と</u> 、または当金庫の個人会員(最低出資金 1,000 円が必要)となることが必要な場合 があります
	があります。

11. 苦情処理措置 (お問い合わせ・相談・苦情等の受付窓口)	・ご契約内容や商品に関するお問い合わせ・相談・苦情等は、お取引店か最寄りの営業店または下記のフリーダイヤルにて受付けます。 【お問い合わせ窓口:お客様相談デスク】 0120-86-6956 受付時間 平日 午前9時~午後6時 【苦情相談窓口:お客様サポート】 0120-851-581 受付時間 平日 午前9時~午後5時 ・当金庫の相談・苦情等への対応については、「相談・苦情等に対する取組みの概要」を公表しておりますので、窓口にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 【当金庫ホームページ https://chuo.rokin.com】
	L コ业件() コ・フ incepo-// ondo. r on m. oom/
12. 紛争解決措置 (第三者機関に 問題解決を相 談したい場合)	・東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫の「お客様サポート」またはろうきん相談所にお申し出ください。 ・お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫「お客様サポート」もしくは、ろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時~午後5時
13. その他	・その他詳しい内容、返済額の試算についてご希望がありましたら、最寄りの営業店にお気軽にご相談ください。また、当金庫のホームページでも返済額を試算することが可能です。 【当金庫ホームページ https://chuo.rokin.com】 ・ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望にそえない場合がございますので、ご了承ください。

中央労働金庫